

# 山鹿市下水道事業経営健全化検討業務委託仕様書

## 1 業務名

山鹿市下水道事業経営健全化検討業務委託

## 2 業務の目的

本市の下水道事業は、下水道事業会計（公共下水道、特定環境保全公共下水道）及び農業集落排水事業会計（農業集落排水事業、小規模集合排水事業、個別排水処理事業）の2会計5事業があり多岐にわたる。

公共下水道事業が昭和50年度、農業集落排水事業が平成6年度より汚水処理の供用を開始している。また、損益状況・資産状況を的確に把握し経営状況を明確化するため、それぞれ平成16年度、令和5年度から公営企業会計に移行した。

このような中、令和5年度に5事業における経営戦略の改定を行い、将来の投資・財政計画における予測を行った結果、人口減少による使用料収入の減少や維持管理費・更新費用の増加などによる収支の悪化により、事業の継続における課題が浮き彫りとなった。

本業務では、令和5年度山鹿市下水道事業等経営戦略を踏まえ、経営の効率化や収益の改善等の実施による経営基盤の強化を図るため、下記業務を行うことで持続可能な下水道事業を確立することを目的とする。

## 3 業務の内容

### （1）事業の持続性を反映した経営健全化計画の作成

将来にわたって持続可能な下水道事業を確立するため、経営健全化の取り組みを反映し、収支バランスの取れた経営健全化計画を作成する。

#### ① 下水道事業の経営の現状分析

本市における各種の経営指標等を活用して、以下に掲げる項目につき経年比較または他市比較等を実施する。分析にあたっては「経営分析比較表」を踏まえ、本市と協議の上で内容を検討する。

なお、令和5年度に経営戦略を改定しているため、その際に実施した経営の現状分析を活用すること。

ア 財務状況の現状把握・分析

イ 施設・設備の現状把握・分析

ウ その他（組織、人材、定員、給与、会計処理等）の現状把握・分析

#### ② 下水道事業の財務シミュレーション

事業の持続可能な経営目標を勘案しながら、概ね10年間（令和8年度から令和17年度）の下水道事業シミュレーションを行う。主として財源面に着目し以下に示す要領にて検討するが、投資面においては現状における最新の投資計画を踏まえ、台帳をベースとした更新額を試算する。

なお、令和5年度に経営戦略を改定しているため、その際に実施した財務シミュレーショ

ンを活用し、最新の状況を踏まえて実施すること。

#### ア 排水需要予測の実施

人口ビジョンや社人研の人口動態予測等に基づく将来人口の推移予測、過去実績に基づく一人あたり排水量や供給単価の推移予測等を基に排水需要予測を実施するにあたっての内容を検討する。

#### イ 将来の投資以外の経費、一般会計からの繰入金の算定

将来の投資以外の経費、一般会計からの繰入金の算定を行うための前提条件の設定についての内容を検討する。

#### ウ 財務目標の設定

資金面、収益面、債務面から財務目標を設定するにあたっての内容を検討する。

#### エ 使用料算定期間の検討

適正な使用料水準の検討を行うため、使用料算定期間の内容を検討する。

#### オ 総括原価に基づく適正な使用料水準の検討

下水道使用料算定の基本的考え方に基づく総括原価の算定及び適正な使用料水準の検討にあたって、特に以下の点に留意して行う。

(ア) 原価算定に必要となる項目を網羅した積算

(イ) 資産維持費の算定方法

(ウ) 控除となる項目を網羅した積算

#### カ 財務シミュレーションの実施

ア～オの検討結果を基に下水道事業の財務シミュレーションを実施するにあたって内容を検討する。その際、概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標についても考慮する。

### ③ 収支均衡を図った取り組み

収支計画において収支ギャップが生じた際の取り組みとして以下の取り組みを優先的に検討し、財務シミュレーションを行う。

#### ア 使用料の改定

使用料収入の目標値を検討する。また、その目標値を満たす使用料について、改定率等の検討を行う。

#### イ 会計の統一

事業存続に向けて公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計の統一の必要性について検討する。

### ④ 効率化・経営健全化の取り組み

#### ア 組織、人材に関する事項

持続的な経営を可能とするため、組織に関して以下の点を検討するにあたって内容を検討する。

(ア) 効率的な組織の整備

現状の組織体制を見直し、継続かつ効率的な事業運営をするための組織体制を整備

(イ) 人材の確保・育成

必要人材の確保及び技術継承を行うための仕組みづくり

#### イ 広域化等の推進に関する事項

必要なサービスを将来にわたり確保するため、以下の点を検討するにあたって内容を検討する。

##### (ア) 広域化の推進

経営基盤強化のため、近隣他団体との事業連携や統合を検討

##### (イ) 民間資金・ノウハウの活用等の推進

施設の維持管理において、民間資金及びノウハウの活用等を検討

#### ウ その他経営基盤強化に関する事項

公営企業が経営基盤を計画的に強化するために、以下の点を検討するにあたっての内容を検討する。

##### (ア) 企業環境の整備

##### (イ) 資産の有効活用等

##### (ウ) 情報通信技術の活用

##### (エ) 新技術の活用

#### エ 資金不足比率に関する事項

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19年法律第 94号）に定める資金不足比率又は地方財政法（昭和 23年法律第 109号）に定める資金の不足額がある場合には、その発生の要因を分析し、解消のための方策の内容を検討する。

#### オ 資金管理・調達に関する事項

投資・財政計画と併せて資金計画を策定し、適正かつ効率的な資金管理及び資金調達を行うとともに、内部留保の適切な活用を図る内容を検討する。

### ⑤ 経営健全化計画のとりまとめ

上記内容を踏まえた財務シミュレーションや今後の検討課題及び総務省の「公営企業の経営にあたっての留意事項について」「経営戦略ガイドライン」「経営戦略策定・改定マニュアル」、国土交通省の「社会資本整備総合交付金交付要綱」及び日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方」などを勘案しながら、内容を検討し、経営健全化計画をとりまとめる。

### ⑥ 経営健全化計画概要版の作成

市民向けに分かりやすく説明する概要版について、グラフ等を効果的に活用したデザイン案を提示する。

## (2) 審議会の運営（7回程度の審議会開催を想定）

### ① 審議会の運営

使用料改定及び使用料体系等、経営健全化に向けた取組みを検討するにあたり開催する下水道事業審議会（以下「審議会」という。）に出席し、事務局が円滑な運営を行うための内容の検討及び次回審議会に向けた対策を行う。また、審議会での質疑等について必要な対応を行い、遅延が生じないところでスケジュール調整を行う。

## ② 審議会説明資料作成

審議会で提示する説明資料の作成を行う。なお資料作成においては、客観的かつ分かりやすい内容とし、下記③による審議内容をふまえたところで適切な資料案を提示し、発注者と協議したうえで早期に作成すること。

## ③ 審議会の内容

審議内容については、財務シミュレーションや検討課題における最終目標を見据え、また、今後の審議内容やスケジュール等総合的に勘案した内容案を提示し、発注者と十分協議したところで決定すること。

## ④ 答申書の作成

審議会の意見・結果をとりまとめ、答申書を作成する。

# (3) 使用料体系の検討

## ① 下水道事業の使用料の現状分析

本市下水道事業会計の使用料体系につき、本市の排水実績データや各種公表データを活用し、特に利用者間の公平性や経営の安定性の視点から、経年比較及び類似他団体比較等の分析を実施する。

比較対象とする類似他団体の選定にあたっては、下水道事業会計の実態を踏まえ、本市と協議のうえ選定する。

## ② 使用料体系の統一に向けた検討

現在、地区等により料金体系が異なっており、上水・井戸水等の条件により、23パターンの料金体系となっている。料金体系の統一に向け、財務シミュレーションや各種条件を踏まえ、以下に示す要領にて、新しい使用料体系の内容を検討する。

### ア 下水道使用料算定の基本的考え方に基づく使用料体系の算定

下水道使用料算定の基本的考え方に基づく使用料体系を算定するにあたって、特に以下の点に留意し内容を検討する。

(ア) 原価の需要家費、固定費、変動費への区分

(イ) 固定費の準備料金と水量料金への按分方法

### イ 使用料体系パターンのシミュレーションの実施

上記アにて算定した複数の使用料体系パターンについて、それぞれシミュレーションを実施したうえでメリット・デメリットを整理し、あるべき使用料体系を検討する。

### ウ 体系統一に向けた最善策の検討

体系の統一においては利用者への負担が多くなることも予想されることから、将来にわたった段階的な統一や、負担増とならない経過措置等を検討し、また、上記ア・イを踏まえたところで複数パターンでのシミュレーションを行ったうえで全ての料金体系における統一に向け、最善策を提案する。

#### (4) 業務内容における調整

本業務において検討を行う会計の統一、料金改定及び体系の統一については、それぞれが影響しあう関係となっている。財務シミュレーションやその他業務においても、ひとつの変更が他の取り組みに影響することを考慮し、取り組み間の調整を図るとともにそれぞれに設定した目標値を確保すること。

#### (5) 議会及び住民等向け、説明資料作成

議会及び住民等へのわかりやすい説明資料の作成、公開方法に関する内容の検討を行う。

### 4 業務の履行期間

業務委託の履行期間は契約締結日から令和8年3月20日までとする。

ただし、履行期間内に提出を求める成果物等の納入期限は協議により定める。

また、経営健全化計画の策定に関する成果品については、令和8年2月27日までとする。

### 5 業務の範囲

今回の業務委託にあたっての範囲は以下のとおりとする。

- ① 山鹿市下水道事業会計
  - ・山鹿市公共下水道事業
  - ・山鹿市特定環境保全公共下水道事業
- ② 山鹿市農業集落排水事業会計
  - ・山鹿市農業集落排水事業
  - ・山鹿市小規模集合排水処理事業
  - ・山鹿市個別排水処理事業

なお、経営健全化計画については会計別に策定するものとする。ただし、会計の統一を行う場合は会計をまとめた1つの計画として策定する。

投資・財政計画については事業別に策定するものとする。

### 6 策定期間

策定期間は10年間（令和8年度～令和17年度）とする。

### 7 業務の実施体制等

#### (1) 実施体制

業務の遂行に当たっては、地方公営企業会計に精通し、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」における対象事業及び主な取り組み分野の項目において、対象事業に「下水道事業」、主な取り組み分野に「経営戦略の策定・改定」又は「料金改定」にアドバイザー登録のある自社雇用の公認会計士を管理技術者又は担当技術者として配置すること。

#### (2) 発注者との連携

本業務の遂行に当たっては、受託者は発注者と十分な連携をとり、事務処理方針については

発注者の指示及び承諾を受けるものとし、受託者は発注者と協議・調整の上、業務工程を提示すること。また業務工程が変更となる場合は、逐次、発注者と協議・調整を行った上で修正を加え、工程管理を適切に行うこと。

### (3) 提出書類

受託者は、契約締結後、7日以内に業務計画書を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

業務計画書には、次の事項を記載することとし、内容に変更等が生じた場合は、速やかに発注者の承認を受けるものとする。

- ア 業務概要
- イ 実施方針
- ウ 業務工程表
- エ 業務執行体制
- オ その他必要事項

### (4) スtockマネジメント計画、最適整備構想及び公共下水道事業計画との連携

本業務の遂行にあたっては、「山鹿市下水道施設再構築基本設計（ストックマネジメント計画）」、山鹿市農業集落排水事業最適整備構想及び山鹿市公共下水道事業計画の業務内容と十分に連携すること。

## 8 納品物

本業務の納品物は、下記のとおりとする。

- |                 |    |
|-----------------|----|
| ① 業務実施報告書       | 1部 |
| ② 経営健全化計画       | 1部 |
| ③ 経営健全化計画 概要版   | 1部 |
| ④ バックデータ等関連資料一式 | 1式 |

上記については、成果品とは別にデータ（エクセル等加工できる仕様）での提出も行う。

## 9 その他特記事項

ア 発注者が保有又は取得が可能な情報及びデータについては、本業務を遂行する目的のみ使用することを条件に、必要に応じて提供する。

イ 受託者は、発注者が要請する場合のほか、必要に応じて業務遂行のための適切な調整及び検討を行うこと。

ウ 委託業務の履行にあたって知り得た情報については、一切外部に漏らさないこと。特に、個人情報取扱いに関しては、山鹿市個人情報保護条例及び契約の際に締結する個人情報取扱特記事項に基づき適正に行うこと。

エ その他本業務を遂行するにあたって必要な事項については、協議のうえで決定する。